

# ウィズwithだより

2015  
年  
10  
月  
No.  
19



栗の美味しい季節です！

社会保険労務士法人ウィズ 〒924-0805 石川県白山市若宮 3-26

メール srwith-net@po.hitwave.or.jp HP <http://srwith.jp/> 障害年金 <http://shogai-suppo.com/>

【営業推進センターから】

## より安全なマイナンバー運用を進めるために、 マイコモン電子会議室を開設して下さい！

12月から、マイナンバー及び個人情報について、ウィズ・顧問先間の授受は、  
マイコモン電子会議室又は簡易書留で行うことを原則とします。

マイナンバーの運用に際して、その情報保護対策の厳格性が求められている以上、ウィズとしても、何らかの有効な対策と投資が必要であるという判断に立って、次のことを行いました。

- ① ウィズ事務所内のネットワークの根元で防御する **UTMシステム**を導入し、同時に各パソコンのウイルス対策ソフトも、全面的に新しいものに切り替え、UTMシステムがウイルス対策を一元的に管理できるようにしました。
- ② 顧問先からお預かりしているデータ等は、従来はウィズ内のサーバーで保管していましたが、今後は外部の高度セキュリティ対策下にある **クラウド**サーバーに、データを保管することにしました。併せて、これにより、災害やトラブルにより、パソコンのデータが失われるという心配は軽減されることとなります。
- ③ 同時に、顧問先のマイナンバーの送付・保管・利用のツールとして、従来のメールに代えて、前項と同様に、クラウドサービスを利用した **「電子会議室」**を介して、やり取りを行うことにしました。

※ 電子会議室は一部の顧問先でご利用いただいておりますが、セキュリティ対策以外でも、いろいろ便利な機能がありますので、一度、担当者の説明を聞く機会を、是非とも持って下さい。

この間、マイナンバー関連で顧問先に訪問した際に、電子会議室についてのご理解が十分に得られていない実態があることを痛感しました。併せて、追加のご負担をお願いしたことについても、ご理解を得られていません。

電子会議室については、とりあえずは厳しい安全対策を施した電子メールだのご理解下さい。また、マイナンバーは電子会議室に保管されますので、諸手続きに際して、その都度ご連絡いただかなくても、ウィズ側からマイナンバーを閲覧することになります。

この作業を紙ベースで行うことになると、12月以降、手続き依頼書とマイナンバー確認書類を簡易書留（定形392円、定形外430円）で送っていただくことになります。手続き完了の書類を返送する際も、同様に簡易書留392円が必要になります。一方、電子会議室の場合

は、全て電子会議室内でのデータのやり取りになりますので、月額300円＋消費税（設定時に一定の諸費）負担で済みます。電子会議室と簡易書留との費用の比較では、**電子会議室の方が簡易書留の半額以下**です。

コストアップ分については、電子会議室の初期設定経費とランニングコストのみを顧問先にご負担いただき、システムの購入・維持費は、ウィズとして吸収させていただきます。

よって、下記の要件を満たす顧問先には、マイコモン電子会議室の設定は必須とさせていただきますので、ご理解の程宜しく願います。要件を外れる顧問先についても、是非、ご理解を戴き、開設して下さい。

- ① 30人以上の雇用保険被保険者がいるか、個人情報に係わる年間6案件以上の手続きがある顧問先
- ② 給与計算業務を受託する顧問先

## 障害年金請求の代理業務を本格的に始めました！

北陸障害年金サポートセンターで検索を <http://shogai-suppo.com/>

9月中旬に開設した北陸障害年金サポートセンターのホームページは、当初、**石川県 障害年金**で検索しても、ヤフーで5ページ目の後ろの方でしたが、1ヶ月で上位に位置するようになりました。アクセス履歴を見ると、非常に関心が高いことが判ります。

顧問先の皆さんには、是非とも、障害年金の取組みの重要性をご理解いただき、事業所内にポスターを貼ったり、チラシを置いて頂きたく、お願い致します。ご連絡下さい。又、障害年金の請求希望者をご紹介いただき成約に至った場合には、個人の場合は照会協力費を、顧問先の場合は顧問報酬の引き下げ等の対応をさせていただきます。

# 職場のトラブル対処法

※ 実際にあった事案をベースに一定の脚色を行っています。  
具体的に活用する場合は、必ず、ご相談下さい。

## 残業時の夕食を購入するためのコンビニからの帰途での自損事故

年度末の納期が迫り、異常な長時間労働下で、所定労働時間外にコンビニへ夕食を買いに行つての帰途での居眠りによる自損事故（両足骨折。全治3ヶ月）は労災になるか？

→ この事案は、労災の認定要件である業務起因性（業務に事故の原因があるか）及び業務遂行性（労働時間＝会社の指揮命令下で起きた事故か）共に、判断が難しいものでした。

業務起因性は、異常な長時間労働に伴う残業であり、過労と睡眠不足となった結果起きた事故であると主張し、又、社外での事故とは言え、会社の指揮命令下にある業務時間内に起きているのだから、業務遂行性はあると主張しました。一方、労働基準監督署は、コンビニに買い物に行く行為は業務ではなく、私的行為中に起きた事故であり、又、会社の近くのコンビニではなく、合理性を欠き経路も不自然であると、当初は判断していたようです。

こちらの主張を補強する申立書の提出等を重ねて、決定に至る迄、実に7ヶ月を要しましたが、労災と

して認定されました。

認定を受けて、ウィズとして、会社に対して、次の諸点を徹底し、改善するように求めました。

- ① 時間外労働削減の第一段階目標…月 80 時間を超えない勤務体制を早期に確立する。
- ② 時間外労働下での摂食の在り方を改める。
  - 1) 食堂等での外食はしない。外食をする場合は、申請の上、休憩扱い（→労働時間とは見なさない）とする。…事故が起きても、労災の扱いにはならない。
  - 2) コンビニ等へ食事購入に行くことを認めるのは、残業が9時を超えると見込まれるときに限定。
  - 3) コンビニ等はできるだけ近隣店に短時間で行くと共に、経路は最短で合理的なものとする。
  - 4) コンビニ等へ業務時間中に行くときは、上席者（不在のときは同僚でも可）の承認を得ること。

【営業推進センターから】

## 助成金は、こんな時もらえる可能性あり！

|                                |                |
|--------------------------------|----------------|
| 障がい者を含め、これまで余り就職したことがない方を採用する時 | トライアル雇用奨励金     |
| これまで余り就職したことがない方の採用を前提に訓練を行う時  | 若者チャレンジ奨励金     |
| 障がいのある方・母子家庭の母を採用する時           | 特定求職者雇用開発助成金   |
| 60歳以上の方を採用する時                  |                |
| パートや契約従業員を正規従業員に転換する時          | キャリアアップ助成金     |
| 1日6又は7時間の正従業員制度を設け、採用又は転換する時   | 短時間正社員コース      |
| 週30時間未満の従業員を30時間以上に延長する時       | 週所定労働時間延長コース   |
| 育児のために勤務時間を短くする時               | 子育て期短時間勤務支援助成金 |
| 産休・育児休業の従業員の代替要員を採用する時         | 中小企業両立支援助成金    |

## 助成金情報 トライアル雇用奨励金

※「障害者トライアル雇用奨励金」もあり

どうしたら受給する可能性があるのか？

人材を募集するに当たって、就職経験のない方や離転職を繰り返している方などから応募があっても、3ヶ月間試行的に就労してもらって準備や心積りをしておく必要があります。その上で、ハローワークで求人票を作成する際に、「**トライアル雇用**」の**申し込み**を行います。対象となる方が応募し、採用されればハローワークからトライアル雇用実施計画書などの必要な書類が送られてきます。こちらに記入し、提出します。

試用期間の設定と大きくは異なりませんが、試用期間は試用期間終了後、解雇のハードルは高いですが、トライアル雇用は試用期間ではなく、独立した有期雇用ですので、更新のハードルは試用期間より低いです。

### 制度の概要

就労経験のない職業に就く方・離転職を繰り返している方・1年を超えて離職している方などを試行的に採用した事業主に1人当たり**月額最大4万円（最長3か月で、総額120,000円）**支給されます。又、自治体によっては、6万円程を加算するところもありますので、結果、月60,000円程度の賃金助成があることとなります。

3ヶ月間のトライアル有期雇用契約を提出することになり、雇用保険は当初からの適用になりますが、社会保険は、トライアル期間は適用しないことも可能です。又、障害者も対象になります。

**主な準備書類** トライアル雇用実施計画書など